

第 26 号

専決処分 of 報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 11 日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 9 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 6 年 8 月 15 日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和 6 年 3 月 25 日 主要地方道小川嘉島線 宇城市豊野町安見地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	13,146 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。